

銀行窓口での保険契約に注意！



保険商品の銀行窓口販売の全面解禁から10年
 -新たに外貨建て保険のトラブルも-

相談事例 () は契約当事者の属性

3カ月前に銀行の窓口で500万円を短期の定期にしてほしいと伝えて、お金を渡した。その際に窓口の職員からいろいろ言われたが、よくわからなかった。「普通預金口座に入れておくので、5日後にもう一度来店してほしい」と言われた。どうして普通預金口座に入れるのか、わからないまま、後日銀行に出向いたところ、別室で銀行職員や保険会社の営業員から保険の勧誘を受けた。どうして保険の勧誘をするのかと不思議に思ったが、言われるままに差し出された書面に署名、押印した。帰宅後、資料を見た弟に保険の契約をしたことになっていると言われ、驚いた。保険の契約をするつもりはないので、クーリング・オフの手続きをした。返金は、アメリカドルでされたため、すぐに円に換金すると為替差損と手数料分の損失がでることに納得できない。



(2017年3月受付 70歳代 男性)



銀行窓口での
保険の契約には
次の問題点が
あります

- ① 保険契約をしていること自体に消費者の理解が得られていない
- ② 消費者の希望に合っていない保険の勧誘や契約が行われている
- ③ 契約時だけでなく中途解約や満期時もトラブルになりやすい
- ④ 外貨建ての保険の場合、クーリング・オフをしても損失が生じる可能性がある

どうすれば
いいのかな？



右のアドバイスを
よく読むこと！
消費生活センター
に相談すること！



アドバイス

契約は一人で判断しようとせず、内容がわからなければ契約はやめましょう

保険のリスクや契約期間、保険金等の受取時期や受取方法などを確認しましょう

契約時だけでなく、契約後にも書類などを確認しましょう

不安になった場合や、トラブルになった場合は最寄りの消費生活センターにご相談ください。